

災害対応における避難行動要支援者への避難支援施策

1 主旨

東日本大震災、台風 19 号などを踏まえ、令和 3 年 5 月に災害対策基本法及び同法施行規則等が改正されましたが、これにより市町村において避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成が努力義務化され、福祉避難所については受入対象者の公示制度が創設されることとなりました。

南海トラフ地震や気候変動による水害の激甚化などが予想される中、河川に挟まれ、傾斜地も多い日野市としては迅速に高齢者や障害者の安全を確保する必要があります。

そこで、これら災害対策の取組みを下記の通り令和 4 年度から具体化する方針で、検討をしておりますので、本会においてご意見を頂戴したくお諮りするものです。

2 現状

| 高齢者の避難 | | 福祉避難所の整備 | |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 実施事項 | 実績 | 実施事項 | 実績 |
| 簡易マイタイムラインを配布 | 令和 2、3 年度 75 歳以上独居・高齢者のみ世帯へ配布 | 公設の福祉避難所 | 生活・保健センターを位置づけ、マニュアル策定、物資整備 |
| 自治会、自主防災会と避難者名簿活用との協定を締結 | 23 自治会 | 特養等民間事業者の福祉避難所開設協定の締結 | 16 事業所 |

3 取組状況

(1) 個別避難計画の作成

- ① 優先度が高い方（要避難支援者）の設定、特定
ハザードエリア＋介護度＋世帯構成＋…
⇒要避難支援者：約 230 名
- ② ケアマネ・事業所向け説明会の実施
実施日：1 月以降順次実施予定

(2) 福祉避難所の整備

- ① 協定福祉避難所との意見交換
実施日：12 月 23 日 9:30～
主な意見：
 - マンパワーが不足している
 - 無差別に避難者が押し寄せるので仕分けが困難
 - 物資が物資自体、物資保管場所ともに不足している

4 令和4年度の取組（案）

(1) 個別避難計画の作成

① 専任臨時職員の雇用

個別避難計画の作成に専ら従事する
自治会、自主防災会、ケアマネ等の協力を得ながら作成

② 自治会等への意識啓発

共助の意識醸成
防災訓練に要支援者の参加促し
移送支援への理解

(2) 福祉避難所の整備

① 必要備品の調査・検討

現在、必要物品についてアンケート実施中
候補：毛布（アルミ等薄手のもの）、浄水器（手押し型等生活用水のもの）、パーテーション（折り畳みテント型）、断熱シート（プラスチック等の床材）

② BCPの策定支援

各福祉避難所を対象にBCPをモデル的に策定する支援を検討

③ 福祉避難所の協定促進

要避難支援者が利用する通所事業所等に避難できるよう協議

④ 移送支援・ボランティア活用等を盛り込んだ協定内容見直し

受入決定者の具体的な移送に協力することを協定に盛り込めるか検討
不足するマンパワーに対し、ボランティアの受入・采配手順を検討
必要に応じ、災害対策救助法以外の費用負担を要するか（できるか）検討